	設	備及び体制
	共 通	特に必要とされるもの
眼科に関する医療を	指定自立支援医療を	
担当する医療機関	行うため、担当しようと	
耳鼻咽喉科に関する医療	する医療の種類につい	
を担当する医療機関	て、その診断、治療を行	
口腔に関する医療を担当	うのに十分な医療スタ	
する医療機関	」ッフ体制及び医療機器	
整形外科に関する医療を	設備を有しており、適切	
担当する医療機関	」な標榜科が示されてい	
形成外科に関する医療を	ること。	
担当する医療機関	また、各種医療・福祉	
中枢神経に関する医療を	制度の紹介や説明、カウ	
担当する医療機関	ンセリング等の実施が	
脳神経外科に関する医療	行える体制が整備され	
を担当する医療機関	ていること。	
心臓脈管外科に関する医		心血管連続撮影装置及び心臓カテーテル室
療を担当する医療機関		を有していること。
心臓移植に関する医療を		移植関係学会合同委員会において、心臓移
担当する医療機関		植実施施設として選定された施設であるこ
		と。
		なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当す
		る医療機関にあっては、心臓移植術実施施
		設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を
		有する施設との連携により心臓移植術後の
		抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有
		している施設であること。
腎臓に関する医療を担当		血液浄化装置(機器)及び専用のスペース
する医療機関		を有していること。
腎移植に関する医療を担		腎移植に必要な関連機器及び血液浄化装置
当する医療機関		(機器)を備えていること。
小腸に関する医療を担当		
する医療機関		
肝臓移植に関する医療を		移植関係学会合同委員会において、肝臓移
担当する医療機関		植実施施設として選定された施設であるこ
		と又は「特掲診療科の施設基準等」(平成
		20年厚生労働省告示第63号)で定める
		生体部分肝移植術に関する施設基準を満た
		している施設であること。
		なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当す
		る医療機関にあっては、肝臓移植術実施施
		設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を
		有する施設との連携により肝臓移植術後の
		抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有
		している施設であること。
免疫に関する医療を担当		各診療科医師の連携により、総合的なHI
する医療機関		V感染に関する診療の実施ができる設備及
		び体制であること。
歯科矯正に関する医療を	1	頭部X線規格写真撮影装置を有しているこ
担当する医療機関		٤.
	1	

薬	局	複数の医療機関からの処方せんを受け付け ている保険薬局であること。
		十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。 通路、待合室など、身体障害者に配慮した 設備構造が確保されていること。 なお、新規開局する保険薬局にあっては、 当該薬局における管理薬剤師が過去に他の 指定自立支援医療機関において、管理薬剤 師としての経験を有している実績があるこ と。
訪 問 看 護 事	:業者等	原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、適切な訪問看護等が行える事業所で、そのために必要な職員を配置していること。